

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第64号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第12条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金</u>(平成23年厚生労働省告示第374号)に定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「<u>基準省令</u>」という。)第22条の2第1項の<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げ</p>	<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第12条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金</u>(平成23年厚生労働省告示第374号)に定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「<u>基準府令</u>」という。)第22条の2第1項の<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げ</p>

る期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第22条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの

ア～ウ (略)

- 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第22条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第33条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの

ア～ウ (略)

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第27条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第44条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内

る期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第22条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの

ア～ウ (略)

- 2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第22条の2第2項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第33条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第27条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの

ア～ウ (略)

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第27条の2第2項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第44条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内

容については、基準省令第35条の厚生労働大臣が定める指針に従う。

(児童養護施設の長の資格等)

第54条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第42条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第42条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの

ア～ウ (略)

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第42条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(職員)

第63条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準省令第49条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下

容については、基準府令第35条の内閣総理大臣が定める指針に従う。

(児童養護施設の長の資格等)

第54条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第42条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第42条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの

ア～ウ (略)

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第42条の2第2項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(職員)

第63条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準府令第49条第1項のこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人

を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～15 (略)

(職員)

第77条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

2～10 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第88条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能

以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～15 (略)

(職員)

第77条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

2～10 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第88条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第74条第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能

<p>力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準省令第74条第1項第4号の厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>基準省令第74条第2項の厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>基準省令第81条第2項の厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準府令第74条第1項第4号のこども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>基準府令第74条第2項のこども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>基準府令第81条第2項のこども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(i)～(ix) (略)</p> <p>(x) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(i)～(ix) (略)</p> <p>(x) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用を</p>

用をいう。以下同じ。)を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

(12)～(16) (略)

(17) 多機能型 第77条に規定する指定生活介護の事業、第140条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第150条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第160条に規定する指定就労移行支援の事業、第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。)第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準省令第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準省令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準省令第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準省令第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準省令に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(従業者の員数)

第4条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第199条の12及び第199条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。))の

いう。以下同じ。)を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

(12)～(16) (略)

(17) 多機能型 第77条に規定する指定生活介護の事業、第140条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第150条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第160条に規定する指定就労移行支援の事業、第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」という。)第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準府令第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準府令第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準府令第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準府令に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(従業者の員数)

第4条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第199条の12及び第199条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第538号)に定めるものをいう。以下この節及び第

員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 (略)

(従業者の員数)

第43条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）に定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年厚生労働省告示第540号）に定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第93条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準省令第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準省令第66条第1項に規定する指定放課後等デイ

4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 (略)

(従業者の員数)

第43条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等）に定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 離島その他の地域であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年厚生労働省告示第540号）に定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第93条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準府令第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準府令第66条第1項に規定する指定放課後等デイ

サービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準省令第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第200条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準省令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第200条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準省令第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準省令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第93条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

サービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準府令第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第200条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準府令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第200条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準府令第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第93条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(i) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第147条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第157条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準省令第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準省令第71条の2に規定する共生型放課後

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(i) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第147条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第157条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準府令第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第71条の2に規定する共生型放課後

等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第147条の3及び第157条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第95条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

(2)～(5) (略)

(従業者の員数)

第112条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第547号)に定めるものでなければならない。

4 (略)

(従業者の員数)

第194条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援

等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第147条の3及び第157条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第95条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

(2)～(5) (略)

(従業者の員数)

第112条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第547号)に定めるものでなければならない。

4 (略)

(従業者の員数)

第194条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援

助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2・3 (略)

(従業者の員数)

第199条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分

助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令 (平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分命令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2・3 (略)

(従業者の員数)

第199条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分

<p>4に該当する利用者の数を6で除した数 ウ <u>区分省令</u>第1条第6号に規定する区分 5に該当する利用者の数を4で除した数 エ <u>区分省令</u>第1条第7号に規定する区分 6に該当する利用者の数を2.5で除した数 (3) (略) 2～5 (略)</p>	<p>4に該当する利用者の数を6で除した数 ウ <u>区分命令</u>第1条第6号に規定する区分 5に該当する利用者の数を4で除した数 エ <u>区分命令</u>第1条第7号に規定する区分 6に該当する利用者の数を2.5で除した数 (3) (略) 2～5 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事</p>

課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(4) (略)

(規模)

第36条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年厚生労働省告示第540号）に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

(規模)

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（省令

業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(4) (略)

(規模)

第36条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年厚生労働省告示第540号）に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

(規模)

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大

第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)のみを行うものを除く。)については、10人以上とすることができる。

2 (略)

(規模に関する特例)

第87条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」)という。)第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準省令第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準省令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所

臣が定める離島その他の地域に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)のみを行うものを除く。)については、10人以上とすることができる。

2 (略)

(規模に関する特例)

第87条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」)という。)第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準府令第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業

の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び第88条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

(職員の員数等の特例)

第88条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第38条第7項、第51条第7項及び第8項、第58条第7項、第62条第5項並びに第73条第5項（第

所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 離島その他の地域であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び第88条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

(職員の員数等の特例)

第88条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第38条第7項、第51条第7項及び第8項、第58条第7項、第62条第5項並びに第73条第5項（第

86条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準省令第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2・3 (略)

86条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準府令第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第4条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 多機能型事業所 第3条に規定する指定児童発達支援の事業、第60条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第70条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第79条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第80条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「<u>指定障害福祉サービス等基準省令</u>」という。）第77条に規定する指定生活介護の事業、<u>指定障害福祉サービス等基準省令第155</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 多機能型事業所 第3条に規定する指定児童発達支援の事業、第60条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第70条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第79条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第80条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<u>指定障害福祉サービス等基準命令</u>第155</p>

条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準省令第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準省令第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準省令第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準省令第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準省令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（従業者の員数）

第4条（略）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)～(3)（略）

3～9（略）

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第53条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の

条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準命令第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準命令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（従業者の員数）

第4条（略）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他^{かくたん}こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)～(3)（略）

3～9（略）

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第53条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の

事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第58条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準省令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) (略)

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第53条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第59条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小

事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準命令第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第58条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準命令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準命令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) (略)

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第53条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第59条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小

規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(i) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第59条の2において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準省令第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準省令第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準省令第171条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第76条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児

規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(i) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第59条の2において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準命令第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準命令第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準命令第171条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第76条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児

の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第59条の2において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第59条の2において同じ。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては、18人)以下とすること。

(2)～(5) (略)

(利用定員に関する特例)

第90条 (略)

2～4 (略)

5 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成24年厚生労働省告示第232号)に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。))については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第59条の2において同じ。))、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第59条の2において同じ。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては、18人)以下とすること。

(2)～(5) (略)

(利用定員に関する特例)

第90条 (略)

2～4 (略)

5 離島その他の地域であつてこども家庭庁長官が定める離島その他の地域(平成24年厚生労働省告示第232号)に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。))については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第5条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主として肢体不自由（<u>法第6条の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(検討等)</p> <p>第22条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主として肢体不自由（<u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(検討等)</p> <p>第22条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（<u>平成17年法律第123号</u>）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。</p>

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第30条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成24年厚生労働省告示第305号）に定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

附 則

- 2 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。次項において「基準省令」という。）附則第2条に該当する旧指定知的障害児施設等については、当分の間、第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「4人」とあるのは「15人」と、同項第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同項第3号の規定は適用しない。
- 3 基準省令附則第3条に該当する旧指定知的障害児施設等については、当分の間、第4条第3項の規定は適用しない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第30条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金（平成24年厚生労働省告示第305号）に定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

附 則

- 2 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。次項において「基準府令」という。）附則第2条に該当する旧指定知的障害児施設等については、当分の間、第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「4人」とあるのは「15人」と、同項第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同項第3号の規定は適用しない。
- 3 基準府令附則第3条に該当する旧指定知的障害児施設等については、当分の間、第4条第3項の規定は適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。